

令和5年度 福岡地方最低賃金審議会 第5回福岡地方最低賃金審議会

資料[意見発表]

目次

[意見発表]

資料 1	令和5年度 最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】	1
資料 2-1	関係労働者意見書【製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業】	3
資料 2-2	関係使用者意見書【製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業】	5
資料 3-1	関係労働者意見書 【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】	7
資料 3-2	関係使用者意見書 【電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業】	9
資料 4-1	関係労働者意見書【輸送用機械器具製造業】	
資料 4-2	関係使用者意見書【輸送用機械器具製造業】	11
資料 5-1	関係労働者意見書【百貨店，総合スーパー】	13
資料 5-2	関係使用者意見書【百貨店，総合スーパー】	15
資料 6-1	関係労働者意見書【自動車（新車）小売業】	17
資料 6-2	関係使用者意見書【自動車（新車）小売業】	19

令和 5 年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った業種の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

2 実施日時、実施場所

日時：令和 5 年 8 月 22 日(火) 9 時 00 分～ 11 時 30 分

場所：福岡合同庁舎 新館 4 階 労働大会議室

福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号

3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会

4 推薦手続き

- (1) 推薦は 8 月 4 日(金)までとし、意見発表者は、特定最低賃金改正の申出を行った各業種の関係労使各 1 名とする。
- (2) 意見発表者には会長名で依頼する。

5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見発表者は意見を別紙「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」(任意様式で可)に記載し、8 月 16 日(水)までに事務局へ提出する。
なお、やむを得ず当日持参する場合には、30 部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する業種全体の意見も説明する。
- (3) 発表・聴取時間は各業種 25 分とし、内訳は意見発表労使各 10 分、質疑 5 分とする。
 - ア 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
9:05～9:30 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
 - イ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
9:30～9:55 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
 - ウ 輸送用機械器具製造業
9:55～10:20 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
 - エ 百貨店、総合スーパー
10:20～10:45 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
 - オ 自動車(新車)小売業
10:45～11:10 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)

以上

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
 - 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 - 輸送用機械器具製造業
 - 百貨店、総合スーパー
 - 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

産業別最低賃金の改正に取り組むにあたり、私たち鉄鋼産業は、わが国の基幹産業として、今後も経済・産業をリードしていく立場にあります。そのリーディング産業に相応しい優秀な人材を確保する上で、産業別最低賃金の引き上げは、未組織労働者を含めたすべての労働者の賃金・労働条件の底上げに寄与し、産業全体の魅力を高めることにつながる極めて重要な取り組みであると受け止めています。

また、鉄鋼労使は、これまでも我々の産業・企業の発展に向けた取り組みとして、競争力強化を阻害する要因となるエネルギー問題等、ものづくり産業を取り巻く課題への対応や産業空洞化防止のため、業界団体と連携をはかり、政府や省庁に対して各種の要請行動を展開してまいりました。

こうしたなか、今年の最低賃金の動向としては、産業別最低賃金の改正に先立って決まる地域別最低賃金改正の目安審議において、Aランク41円、Bランク40円・Cランク39円の目安が示され、福岡県における地方別最低賃金は41円の引き上げが決定しました。これは、足元における物価の上昇ならびに今年の賃上げの成果等も踏まえられたうえでの過去最高の金額改正に繋がったものと受け止めています。

今後においては、特定最低賃金に関する協議が始まりますが、私たち鉄鋼産業を取り巻く環境は、コロナ禍からの経済回復に伴う動きは見られたものの、国内鉄鋼市

場においては、産業機械部門や自動車部門など前年同月比において増加している部門と建設業など減少傾向にある部門があることから、引き続き、内外経済および鋼材需要の動向を注視していく必要があります。

また、主原料価格の高騰や鉄鋼業の構造課題への対応に加え「ゼロカーボンステール」の実現に向けた研究開発・設備投資費用の負担といった将来的な課題が山積しています。

こうした環境の中、グローバル競争下で、他国の鉄鋼業に伍していくためには、サプライチェーンを含めた日本鉄鋼業全体の底上げが必要であり、鉄鋼業が衰退することとなれば、日本のものづくり産業の崩壊、ひいては日本経済の破綻につながりかねません。

その対策の一環として、超少子高齢化・人口減少社会において生産年齢人口が減少するなかで、優秀な人材の確保が欠かせないことから、鉄鋼産業で働く者全てにおいて賃金水準を向上させ産業・企業の魅力を高めていく必要があります。

続いて、鉄鋼産業の職場実態について触れますが、他産業に比べて専門性が高く、危険を伴う作業が多いため、その就業には一定期間の教育訓練や高い熟練度が必要となります。また、高熱重筋職場とも呼ばれ、特に今年のように猛暑日が続くなかには一般的な作業環境とは異なり、言わば特殊な環境での作業を余儀なくされています。こうした専門性が高く厳しい作業環境のなかで懸命に頑張っている労働者の活力発揮に向け、魅力的な賃金水準を示すことが必要です。

今後、鉄鋼産業・企業を発展させていくためには、前述した様々な課題に対し、議論を重ねていくことが必要不可欠であり、その課題の一つである産業別最低賃金において議論することは極めて重要です。したがって、産業別最低賃金の改正にあたっては「改正の必要性有り」を前提に当該労使で十分な意思疎通を図った上で、真摯に協議する必要があるものと考えます。

最後に、使用者側・公益側委員の皆様におかれましては、日夜、「安全第一」に細心の注意を払いながら高熱重筋職場で働く鉄鋼労働者、特に中小の未組織労働者の賃金実態を十分に認識され、福岡県製鉄業・製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金の引き上げの「必要性有り」について、最大限のご理解とご英断をお願い致します。

以上

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

1) はじめに

厚生労働省の中央最低賃金審議会は2023年度地域別最低賃金の改定について、全国平均で41円の引き上げを決めた。上昇率は約4.3%、上げ幅は22年度の31円(上昇率3.3%で当時過去最高の上げ幅)をさらに上回る形となった。

2) 鉄鋼業界を取り巻く状況

日本鉄鋼連盟(鉄連)は、2022年度の国内粗鋼生産量が前年度に比べ8.1%減の約8,785万トンであったことを発表した。減少は2年ぶりで、半導体不足などで自動車向け需要が伸び悩んだほか、世界的な利上げを背景に海外経済が減速し鋼材輸出が振るわなかった。2023年度における世界の鉄鋼需要は引き続き厳しい状況が継続する見込みで、中国は不動産市況の低迷が長期化し内需の回復が見通せておらず、欧米においてもインフレ長期化や金融引き締め等から先行きの不透明感は払拭できていない。また、原料価格は足元落ち着きつつあるものの、製品価格が低迷する中、海外一般市況分野におけるスプレッドの改善が見込めない状況である。

今期4～6月期の粗鋼生産量2,221万トン、前年同期比3.4%減という実績から始まり、経済産業省の鉄鋼メーカー各社生産計画ヒアリングによると、7～9月期の粗鋼生産量は前年同期比1.9%増の2,223万トン。前年同期比では7四半期ぶりの増加見通しとなっているものの、依然2,200万トン台の低水準が続いている。主力の自動車向け需要は緩やかに

回復しているものの、建設向けが低迷するなど需要回復の動きは全般に低調であり、加えて輸出市場も先行き不透明感に包まれた状況で、今年度も国内粗鋼生産量は9,000万トン程度に留まる見通しである。また、経産省も粗鋼需要動向については在庫の動きに加え、輸出向けを含めた先行き不透明感への警戒が必要と指摘している。また、鋼材需要見通しでは半導体等の調達難による製造業への部品供給リスクは継続している上、同理由(在庫状況や各国景気動向の不透明感による輸出影響)から鋼材需要が下振れるリスクが懸念される、と分析している。

このような厳しい事業環境ではあるが、高炉メーカー3社とも2024年3月期通期の業績予想を出し、同時に高水準の収益を維持する見通しを出している。需要が伸び悩む中で、鋼材販売価格の改善追求と操業・設備安定化取組みによるコスト低減の徹底した追求、生産拠点集約等による稼働率向上、サプライチェーン全体での競争力強化などあらゆる取組みを行い、収益確保実現に向けて動いている。しかし、先述の事業背景からも未だ予断を許さないのが現状である。

3) 特定最低賃金の改正の必要性について

総務省が公表した2023年2月1日時点の人口推計の中で、労働の中心的な担い手となる15～64歳の生産年齢人口は約7,405万人で総人口の59.4%、前年同月比で約20万人の減少というデータがある。これからも国内の総人口及び生産年齢人口が減少予測されていく中、製造業・鉄鋼業界においても労働力確保という面において人材の採用・育成・定着は引き続き重要課題と捉え、より優秀な人材を確保するためにも他業種との時給格差の必要性は認識している。

他方で、人材確保のためには賃金だけではない環境改善を行っていかねばならず、女性や高齢者活躍推進のための環境整備や職務満足度向上、働き方(休日増等)、その他福利厚生施策も重要な要素となってきたことも押えておくべき事項である。

その中でも製造業においては重筋・危険作業の改善といったところでAIやロボットなどを活用した作業の自動化・効率化、製鉄業においてはカーボンニュートラルに向けた取組みを通じた社会貢献、これらを実現するための設備投資も必要不可欠となる。

社会使命と雇用確保を果たしていくために持続的な成長を目指した経営活動を展開していかなければならないが、企業の経営効率改善や生産性向上が追い付かないまま過大に人件費負担を増大させてしまうことで、コストプッシュによる消極的な雇用形態(新規採用・継続雇用抑制)や設備投資抑制などを招き、本来の目的である事業拡大や生産性向上を阻害することも懸念されるため、より慎重な扱いが必要だと考える。

以上より、最低賃金の引上げの可否及びその額について、公益代表委員様および労働者側委員様と十分な議論を行い、慎重に決定していく必要があると考えます。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

(1) 電機産業は、コロナ禍の厳しい状況を労使の懸命な努力で乗り越え、回復に向かってきました。とくに、電子部品・デバイス、情報通信機械器具などは、新型コロナウイルス感染症が拡大するなかで、テレワーク・リモートワークなどで事業の継続や新しい働き方を支えてきました。引き続き、社会のデジタル化・脱炭素化などの大変革への対応にあたって、IoTやビッグデータ、ロボット、人工知能(AI)など電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報産業技術などの強みを生かし、新たな価値を生みだしていくことが期待されています。

また、コロナ禍においては、電子部品・デバイスの供給不足が深刻化しました。他産業を含めた日本企業が今後もグローバルで優位に戦っていくためには、電機産業の現場力を支える人材を確保していかなければなりません。

(2) 産業界にふさわしい優秀な人材の確保のためには、電機産業で働く魅力を高めるとともに、特定(産業別)最低賃金の金額改正により産業全体の賃金の底上げをはかり、付加価値生産性に見合った人件費水準を実現することによって、サプライチェーンを含めた電機産業の健全かつ持続的な成長をはかっていかなければなりません。

したがって、これまで取り組んできた、地域間格差の是正、福岡県内の他業種との賃金格差の是正、非正規雇用で働く労働者の労働条件を向上、さらには経済の好循環につなげる必要があります。特定(産業別)最低賃金の引上げの流れの継続性は、厳しい状況下にあっても維持する必要があります。

(3) 特定(産業別)最低賃金は、県内のすべての労働者に適用されるセーフティネットである地域別最低賃金とは異なり、年齢(18歳未満、65歳以上は除外)や業務(主として軽易な業務に従事する者や技能習得中の者を除く)を特定した、当該産業の「基幹的労働者」の最低賃金です。したがって、地域別最低賃金より相対的に高い水準の確保が不可欠となります。

(4) 2023年総合労働条件改善闘争(以下、2023年闘争)において、「人への投資」の重要性や競争力のある賃金水準改善を実現すること、物価上昇に対する対応が求められていることは労使共通の認識でした。その結果、定期昇給相当分や昇進・昇格昇給など賃金体系維持をはかったうえで、昨年を大幅に上回る7,000円以上の賃金水準改善(ベア)を実現することができました。

10年連続となる賃上げができたことは、懸命に事業を支えている組合員の不安払しょくと期待に応え得るとともに、電機産業労使の社会的役割と責任を果たし、「人への投資」の継続が重要であるとの力強いメッセージを届けることができたものと考えます。この賃上げの結果を、特定(産業別)最低賃金に反映し、波及効果の最大化をはかる必要があります。

(5) 2023年闘争の取り組みのなかで、電機連合は企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」についての金額改定要求を行い、7,000円の引上げをはかり、月額173,500円の水準となりました。この水準の時間当たり換算額(中闘組合の月間所定労働時間の平均値155.533時間)は、約1,116円となります。

一方、福岡県の電機産業特定(産業別)最低賃金は977円と、「企業内最低賃金」時間当たり換算額と比較して低位にあり、同じ電機産業で働く非正規雇用で働く労働者を含む、すべての労働者の公正な賃金決定、同一価値労働同一賃金の観点から、均等・均衡処遇の実現に向けた格差改善が求められます。なお、電機産業労使で、企業内最低賃金を高卒初任給の水準に準拠させることが合意事項となりました。あわせてこの観点での取り組みが求められます。

(6) 福岡県の電機産業の特定(産業別)最低賃金(977円)は、鉄鋼(1,010円)輸送用機械(987円)など、他の金属産業の最低賃金と比較して相対的に低い実態にあることから、計画的な格差改善が求められます。

(7) 中小企業が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については、労使共通の認識であり、原材料費の上昇分とあわせて労務費(賃上げ分)の適正な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であります。価格転嫁の対策については、福岡県にも労働界からも要望しましたが、「パートナーシップ構築宣言」や「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」に基づき、実効性あるものにする必要があります。

産業全体としてはコロナ禍前の水準に回復してきました。一方で、ウクライナ情勢や円安などにもともなう原材料価格やエネルギー価格の高騰リスクなど先行き不安の要素もありますが、労働者の物価高への不安払しょくし、さらに経済の好循環につながるため、「当該産業の関係労使のイニシアティブにより設定される」という性格を持つ特定(産業別)最低賃金を、当該産業を熟知した関係労使の真摯な話し合いのなかで合意形成をはかっていくことが不可欠であると考えます。

以上のことから、今年度も特定(産業別)最低賃金改正の必要性を強く主張します。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 電気機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・日本経済は、半導体市場の世界的な落ち込みや物価高による個人消費の落ち込みなどから、低成長とインフレが併存するとの見方が強まっている。内閣府は7月20日に2023年度の実質成長率が1.3%になるとの試算をまとめ、昨年末から0.2%下方修正した。一方、米国や欧州の中銀はインフレ抑制に向けた利上げを続けており、世界経済でも減速リスクがある。

・設備投資は、日本政策投資銀行が8月3日に発表した「設備投資計画調査」によると2023年度計画は、対前年比全産業で+20.7%の20兆6152億円と2年連続増加し、コロナ前の水準を回復した。製造業は26.5%増であり、サプライチェーン(供給網)強化や生産拠点の国内回帰を背景に、半導体や電気自動車(EV)関連投資が活発化する見通しとしている。

・雇用動向は、九州・沖縄の2022年度平均の有効求人倍率が1.26倍で、全国の年度平均(1.31倍)を下回った。有効求人倍率は前の年度から0.12ポイント改善したが、コロナ禍直前の2019年度(1.40倍)に届かなかった。そのうち、福岡県は0.13ポイント改善の1.21倍と上昇した。

直近の6月では、九州・沖縄の有効求人倍率は1.26倍と前月から0.01ポイント低下し、4ヶ月連続で前月を下回った。そのうち福岡県は、もっとも低下幅が大きく、前

月比0.03ポイント低下の1.23倍であった。経費の高騰により新規採用を増やせていない状況がうかがえる。

・中小企業庁の「中小企業景況調査(2023年4-6月期)」によると、九州・沖縄地区における中小企業の業況判断DI(1-3月期比)は全産業で12ポイント減少、製造業は1.3ポイント改善傾向にあるものの、原材料費の高騰や価格転嫁への遅れなどもあり、依然として中小企業には厳しい情勢が続いていることが伺われる。

・2023年度春季交渉において、電機産業の賃金改定の状況は、賃金体系の維持を図ったうえで、10年連続の賃金改善要求(水準改善7,000円以上)に対して、満額回答で妥結した会社が相次いだ。

また、産業別最低賃金(18歳見合い)については、7,000円の引き上げ要求に対して、要求通り7,000円の引き上げの173,500円となった。

経団連が発表した集計結果によると、電機産業の大手企業の定期昇給とベースアップを合わせた賃上げ率は前期比+1.28%の3.42%(全産業3.99%)であった。

・以上の通り、昨年に比べて景気は回復の動きはみられるが、次の通り、景気下振れリスクが、景気回復のブレーキとなることが懸念される。

ウクライナ情勢悪化による資源価格上昇や日米金利差拡大を受けた円安によって物価が上昇しており、消費者マインド悪化、実質購買力の低下を通じて、消費の回復を抑制する、コスト増加によって企業業績が悪化し、それが設備投資や雇用・賃金の削減につながる、世界的な物価上昇を背景に、米国をはじめとした各国で金融政策が引き締めへ転じており、金利上昇が世界経済の回復ペースを鈍らせる、為替が急変動することにより企業活動が消極的になる。

また、中小企業は原材料費や電力費、燃料費の高騰によるコスト上昇を価格転嫁により十分に補えていない状況であり、インフレ下において企業の社会的責任において一定程度の賃上げは必要であるとの考えは理解できるが、賃上げ額の判断は、極めて慎重に判断すべきである。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車およびその部品の製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

理由・背景等

改定及び引き上げ水準については、昨年に引き続き、足下の上昇トレンドと中期的な環境・課題を見極めながら、より慎重な「労使の話し合い」が必要と考える。

(1) 輸送用機械器具製造を取り巻く環境

輸送用機械器具製造業(自動車産業)は、BEV化(電動化)と言われる電気自動車への産業構造の転換等に向けて、この数年急速に変革期に入っている。一方、同タイミングで2020年以降世界的な新型コロナウイルス禍に入り、その最中にウクライナ戦争がはじまり、中国上海ロックダウン等に伴う、部品調達難や半導体等不足、食料・エネルギー危機、原材料価格・物価は高騰、自然災害などリスクにさらされながら、販売台数の低下及び生産の非稼働等を余儀なくされた。自動車大手7社の直近22年度の世界販売台数は、23,346千台(19年度比12%)と20年度から3年連続して下降が続いた。23年度見込みは、26,143千台と回復が見込まれるものの、依然19年度レベルは超えない見込みである(19年度比1%)。地元九州の自動車生産台数も、22年度121万台、21年度105万台、20年度124万台、いずれも19年度の141万台に比べ、低レベルが続いた。23年度は、新型コロナウイルスの感染症上の扱いが季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられ、社会経済活動も回復傾向、部品・半導体等の不足も解消傾向であり、生産台数の積み上げを期待したい。一方、重要市場である中国、北米等の年後半期の景気動向が不安視されており、販売・生産減のリスクは見ておかなばならない。世界全体の経済成長率も23年度は2.1%見込みであり、22年度(3.1%)より減速傾向である。

九州の鉱工業指数に目を移すと、22年度103.2、直近23年6月も108.0と100以上を保っており、90台であった20～21年度以降、上向いている。有効求人倍率(福岡県)も、1年前の22年6月1.16倍から、23年2～4月には1.3倍まで上昇、直近6月も1.23倍と高い伸び率であった。他方、南九州エリア等では、半導体メーカー等の進出等での雇用情勢が活性化しており、1.4倍超の県もあり、26年までに半導体関連にて九州にて5,000人規模の新規採用も想定されるなど、今後の福岡県の製造業・自動車産業としても雇用・採用面の注視が必要である。職業別においては、福岡の製造業(生産工程の職業)は、23年6月の求人7,500人に対し求職3,500人、倍率2.14。他方事務的職業は、求人13,000人に対し求人24,000人、倍率0.43であり、製造業離れ・人手不足が否めないことも注視したい。

九州・福岡の自動車産業は、中長期的には、海外市場拡大(アジア・アフリカ等)の需要拡大やBEV化における電池等の事業拡張等の可能性もあり、成長の機会は多々あると展望される。一方で、そのBEV化への研究開発費や設備投資、投資負担は拡大が必須である。BEV化を福岡・九州から展開していくためにも、既存のガソリン車やハイブリッド車の生産・収益・コスト競争力の強化、固定費を含めたシビアな原価低減の努力が一層必要である。

この3年の輸送機械器具製造業の特定最賃は、『R2年(±0円)、R3年(+13円)、R4年(+30円:地方最賃同額)』にて987円となった(地方最賃+87円の高水準)。他県と比較しても、自動車主要県である愛知997円に10円差まで近接した(愛知との差は、10年前35円あったが、福岡のレベルが安価な労働力とは言えなくなったと評価する)。

今年の審議も、物価高騰、実質賃金低下等を背景に、大幅な改定提案もあるかと想定するが、福岡県特定最賃レベルの既優位性も鑑みつつ、他産業や他地域とのレベル感や雇用・採用情勢の観点、また働き方改革の進捗や就労環境の改善等も含め、労使での広く意見交換しながら話し合い、総合的に慎重な審議・判断が必要と考えます。

(2)特定最低賃金の水準について

下記～等を踏まえ、労使で慎重に審議すべきと考える。

他都道府県のとの対比(令和4年度) *輸送機械器具製造業28県

・[福岡県] 特定987円、地域別900円 = 『差額+87円、差率109.7%』

・[28県平均] 特定971円、地域別909円 = 『差額+62円、差率107.0%』

福岡県は28県中、差額(5位)・差率(5位)と上位

消費者物価指数との対比(R2年=100)

福岡市:104.1 北九州市:104.8(R5年6月) 特定最賃:104.6(R4年11月)

福岡市:101.4 北九州市:101.9(R4年6月) 特定最賃:101.3(R4年1月)

福岡県製造業平均賃上げ率との対比(過去3年)

平均賃上げ(R5年6月):3.10% 特定最賃(R4年1月):3.13%

平均賃上げ(R4年4月):2.27% 特定最賃(R4年1月):1.01%

平均賃上げ(R3年4月):1.83% 特定最賃(R2年12月):0% 以上

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 百貨店・総合スーパー 業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

百貨店総合スーパーの特定最低賃金を引き上げなければなりません

理由・背景等

福岡県を代表する産業として生き残るためには、
特定最低賃金を引き上げることによって、
安心して働ける水準を目指し続けなければ、
今後、百貨店総合スーパーで人材を確保し事業を存続させることが
極めて難しくなっていくと考えます。

過去、小売業は働き口として一番身近な存在でしたが、人口減少社会において求職者が企業を選べる状況になった今、小売業は飲食業と同じくらい選ばれない産業になってしまっています。

近年の働き方改革によって一般的に小売業は、終業時刻が定まっておらず土日勤務や早番遅番で働くことや、多店舗展開で異動があること、など他産業よりも生活への不安定要素があるばかりに「選ばれない」職種になりつつありました。また同時に、金銭を扱うことへのプレッシャーが高いことも選ばれない要因としてありました。

そして今回のコロナ禍によって、非接触で買物ができるネット通販やデリバリー販売、リアル店舗であってもタブレットでの発注や無人レジなど、人に会わずに生活ができることが急速に普及したことによって、「人を介することをわずらわしく感じるようになった者」は少なくなく、対人経験が少なく育った若者は特に「わざわざ人に接して苦情や相談を受けるようなストレスのかかる仕事には就きたくない」というのが正直な心情であると捉えています。

しかし、シフト勤務や接客などのハードルがあろうとも、第一の要因は、相対的に小売業は賃金が低いことが最大に「選ばれない」理由です。そしてその小売業の賃金の相場をけん引しているのが百貨店総合スーパーです。

賃金以外の人事制度や働く環境については、私たち百貨店総合スーパーの労使は、なんとか人材を確保し続けるために、育児介護勤務の充実や連休・有給取得の促進など、カレンダー通りに働ける企業に負けない、もしくはそれ以上の魅力度アップを目指して協議を進めています。それでも、やはり一定の賃金の競争優位性がなければ、いかに諸制度の魅力を高めようと、人材の確保は難しいというのが実情です。

今一度、ここに集う労使の責任者が、産業の未来のため、百貨店総合スーパーで働く者の未来のために、どうやったら賃金を引き上げていけるかを協議したいです。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 百貨店・総合スーパー業
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

・2022年度の百貨店・スーパー販売額は1兆5,958億円、前年比+4.9%の増加(2年連続)となった。百貨店、4,335億円、同+8.3%の増加(2年連続)、スーパー1兆1,623億円、同+3.7%の増加(2年ぶり)となった。

・コロナ前の2019年度に対しては、百貨店・スーパー販売額では、+6.4%。百貨店は、9.8%、スーパーは、+14.0%となっており、百貨店はインバウンドが完全に回復していない状況が伺える。

・業界全体では、コロナ禍による社会構造の変化は極めて大きく、ネット販売や通販ビジネスが好調である一方で、リアル店舗離れに歯止めがかからず、また、コロナ以前と比較して販売額そのものの回復は見られるものの、販売構成品目が、利益率の低いラグジュアリー商品や日用品、食料品などが中心であることに加えて、原材料費やエネルギーコスト、物流コストの高騰などによる利益率への影響は顕著で、販売額の回復が、利益の向上に直接つながっていないという状況である。

(残念ながら、店頭で商品説明を受けて、採寸、サイズ合わせをして、実際はネットで買うというようなことが現実起きております。)

・当業界における人材の確保は極めて大きな課題であり、少子高齢化、労働人口の減少が予測される中において、賃金の向上は大きな要素であることには異論はない。しかしながら、利益を度外視して、むやみに最低賃金を上げ続けることは、企業の体力を奪い、結果的に人員削減や採用抑制など、本末転倒の人員政策に繋がりがねない。

・最低賃金を上げるということ以外にも、総労働時間の短縮（必要に応じて営業時間の短縮）や副業制度の充実、シニア世代の再活躍支援など、雇用の仕組みや働き方改革を推進することで、魅力的で充実した職場環境、雇用条件をつくることのできるのではないかと考える。

・やはり、経営としては生産性の伴わない一律の賃上げの考え方より、成果に応じた適切な配分という考え方が会社を元気にしていくとの認識である。

・百貨店、総合スーパーの特定賃金においては、昨年（令和4年度）は、県内労働協約条件のバラツキにより、改正するに至らず、県の最低賃金が適用されたものと認識している。今年度においても、同様の状況が想定されることから、百貨店、総合スーパーにおける特定賃金そのものの必要性について、十分な論議が必要であると考えている。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 自動車小売業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

- 1) 2022年度消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)は前年比 2.3%のプラスとなった。2022年4月以降上昇傾向となり、2023年6月では、前年比3.3%のプラスとなっている。なお、日本銀行政策委員会の大勢見通し(7月31日公表)では、2023年度の消費者物価指数(除く生鮮食品)を2.4%~2.7%と予測している。このように物価上昇が、働く者の生活に大きな影響を及ぼしており、物価上昇を踏まえた最低賃金の引き上げによって、生活の安心・安定を確保する必要がある。
- 2) 自動車産業は、わが国の就業人口のおよそ1割を占める基幹産業の役割を担っており、ここに働く労働者の雇用と生活の安定をはかることは、当該産業労使の重要な役割であると認識している。そのためには自動車産業における最低賃金を適正水準へ改善することが求められる。
- 3) 自動車産業は福岡県県内における主要産業に成長しており、地方経済における重要な役割を担っている。それに伴い優秀な人材確保が求められているが、この産業は大手から中小企業まで裾野が広い産業構造になっているため、他産業に比べ賃金格差が大きい実態にあることも事実であり、産業に働くすべての労働者の生活安定と格差拡大防止の観点から、特定(産業別)最低賃金の設定と適正水準へ改善の役割が不可欠となっている。この取り組みは、昨今求められている非正規労働者の更なる底上げに大きく寄与している。

- 4) 自動車総連の2023年総合生活改善の取り組みにおける賃金改善分の獲得状況を見ると、部品調達リスクや原材料価格の高騰の中であっても、自らが目指すべき賃金水準や足下の物価上昇による実質賃金の低下から労働の価値を守るため、全体の89.5%にあたる938単組で賃金改善分を獲得し、全体の賃金改善分平均獲得額は5,035円となった。この獲得額は昨年と比較して約3.3倍となっており、力強い回答を引き出している。その結果、全体の約8割の単組において企業内最低賃金協定を締結し、平均締結額は前年を上回る170,974円(前年比+6,418円)となった。これを時給に換算すると1,055円に相当する。
- 5) 福岡県下の自動車総連加盟組合は、企業内のミニマム基準となる「企業内最低賃金」の協定締結と金額改定に取り組んでいる。本年6月30日、福岡労働局長宛に提出した申出書に、各企業における協定額資料を添付したが、そのうち最低時間額は1,035円となっており、令和4年度の自動車(新車)小売業における最低時間額987円との格差是正が求められている。
- 6) 生産年齢人口の減少が続き、コロナ禍から社会の正常化が進む中、人材獲得競争が激化している。特に自動車整備士を志す若者の減少はこれからさらに加速していくと予測されており、人材の流出も続いている。コロナ禍や半導体不足などの影響も弱まり、販売台数が安定している今こそ短期的な目線ではなく、中長期的な目線で考え、自動車小売業で働く労働者の労働条件の向上を図り、自動車小売業にふさわしい水準で特定(産業別)最低賃金を設定していくことが重要である。とりわけ、地域別最低賃金が毎年引き上げられていることから、特定(産業別)最低賃金についても、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、自動車(新車)小売業の最低賃金を確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県自動車(新車)小売業の特定最低賃金改正の必要性を強く求めます。

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): 自動車小売 業
- 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

【背景】

・2022年度の日本経済は長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響やウクライナ情勢、また資源高や円安により、引き続き厳しい状況であった。

・そのような環境下において自動車業界は、長期的な半導体不足やパーツ供給不足によりメーカー各社で生産調整が続いている中、2022年度の国内新車販売台数は前年比104.6%、除軽市場も101.2%と復調の気配があり、福岡県も全国同様の結果となった。

・しかしながら、コロナ禍以前(2019年度)と比較すると、国内新車販売87.1%(福岡88.5%)除軽市場91.2%(福岡93.4%)と厳しい状況は依然続いている。

【理由】

・優秀な人材の確保、エンジニアの採用、他産業との格差是正の観点から、最低賃金の引き上げは一定水準必要と理解できるが、昨年度の最低賃金の引き上げ、高水準のベースアップによる中小企業に与える影響は小さくなく、企業存続、雇用維持を重視すべく、更なる固定費増加につながる最低賃金の引き上げを行える状況にないと判断します。